

平成29年

上砂川町議会議録

第3回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成29年第3回臨時会

(4月28日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第16号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3
閉会の宣告	4

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨
		4.28
1	小澤一文	○
2	越前等	○
3	伊藤充章	○
4	吉川洋	○
5	数馬尚	○
6	堀内哲夫	○
7	横溝一成	○
8	高橋成和	○
9	大内兆春	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	3 臨
		4.28
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○
技 師 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	3 臨
		4.28
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○
書 記	藤 本 沙 希	○

平成 2 9 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 0 6 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4 月 2 8 日 1 日間
- 第 3 議案第 1 6 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について

○会議録署名議員

2 番 越 前 等
3 番 伊 藤 充 章

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。臨時議会を始める前に、4 月の人事異動によりまして新たに本日の臨時議会より出席いたしております職員をご紹介します。

三原建設課技師長。

○技師長（三原浩明） 4 月 1 日付で建設課技師長を拝命いたしました三原浩明です。よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で紹介を終わります。

ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 3 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きま

す。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、2 番、越前議員、3 番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第 2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎議案第 1 6 号

○議長（大内兆春） 日程第 3、議案第 16 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 16 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法及び航空

機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第16号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理、合理化等を行うことを目的とした地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことから、本町の税条例関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、町民税、固定資産税につきましては法律改正に合わせた規定の整備、文言の変更を行い、軽自動車税におきましてはグリーン化特例について適用期限を2年延長する規定の整備、あわせて国民健康保険税につきまして減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更を行うものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付しております資料ナンバー1の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第16号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成29年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時06分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章